

令和5年度

第3回芽室町環境審議会議案

日時 令和6年3月27日(水)午後3時30分
場所 めむろ一ど3階レファレンス室

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

(1) 令和5年度環境調査結果について…資料1

(2) 芽室町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）進捗状況について
…資料2

4 協議事項

(1) ごみ減量化・資源化への取組について（令和6年度実施事業）…資料3

(2) 芽室町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定について…資料4

5 その他

6 閉 会

芽室町環境審議会委員名簿

任期 令和4年11月1日～令和6年10月31日

審議会役職	氏名	推薦団体等	役職等
会長	貫田 正博	芽室町消費者協会	会長
副会長	稲垣 輝幸	市街地町内会連合会	事務局長
委員	阿部 浩	一般公募	
〃	佐藤 三千子	〃	
〃	砂金 新一	〃	
〃	大塚 玲奈	〃	
〃	福間 智子	芽室高等学校	指導実習助手
〃	横田 聡	北海道農業研究センター 芽室研究拠点	上級研究員
〃	鈴木 昭博	芽室町生活環境推進会	副会長
〃	大原 卓也	芽室地区連合	会長
〃	村瀬 雅道	芽室町農業協同組合	営農部部长
〃	井上 貴明	十勝広域森林組合	参事
〃	池田 敦志	日本甜菜製糖(株) 芽室製糖所	工務担当次長
〃	後藤 勝幸	日本罐詰(株)	生産本部部长

資料 1

環境調査実施結果について

■調査の概要

環境調査については、水質・悪臭・騒音について、地点を定めて実施しました。

平成28年度の台風災害後、河川改修工事等が行われたことによる河川の濁りなどの影響で数値が変化した年や箇所もありましたが、現在は一部の河川を除き基準値を満たしている状況となっています。

令和5年度については、令和4年度に引き続き、これまで実施してきた調査状況等を踏まえ、調査項目および調査地点を継続しています。河川水質調査については、過去の調査において影響の大きいと考えられる地点に絞って実施しており、今後においても、町の環境に注視し、必要に応じた対応を行うよう状況を把握するため、環境調査を継続する考えです。

なお、これまで実施していた大気調査につきましては、近年、基準を超過する結果が得られていないことから、令和3年度以降は毎年の調査を行わないこととし、令和5年度については大気調査を実施していません。

■令和5年度環境調査実施箇所数・回数

令和5年度においては、水質・悪臭・騒音の3項目について、事業者に委託して業務を実施しました。

調査期間は令和5年6月から令和6年3月までの間、調査内容、地点数等については次のとおり実施し、詳細については、それぞれの項目ごとに資料を添付しています。

項目	実施箇所数・実施回数
河川水質分析	6 箇所（4 回）
	1 箇所（1 回）
悪臭物質測定	3 箇所（2 回）
騒音交通量調査	1 箇所（2 回）

令和5年度芽室町環境調査結果公表（河川水質）

河川水質調査は、令和3年度から主流の河川の状況について調査ポイントを絞って実施し、町内の3河川（美生川、芽室川、ピウカ川）について水質調査を実施しました。このうち芽室川と美生川については、環境基準という達成されることが望ましい基準が設定されています。

環境基準には、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌数の5項目があります。また、その程度について河川の水域により類型区分がAA～Eの6段階に設定されており、美生川は最も厳しいAA類型に、芽室川は2番目に厳しいA類型に指定されています。

なお、令和4年度から、これまで大腸菌群数として調査項目（方法）が設定されていましたが、法令等の改正により大腸菌数へと調査項目（方法）が変更となっています。

【美生川】大腸菌数において、7月は全地点、9月は中美生橋と美生橋で河川環境基準値（AA類型）を超過する結果となりました。大腸菌数以外の項目は、河川環境基準（AA類型）を満たしておりました。

大腸菌数は、令和4年度と令和5年度を比較すると、西伏美橋および美生橋で令和5年度に値の上昇がみられました。基準値超過の一因としては、調査地点周辺の土地利用状況から、気温上昇による大腸菌数の活発化および家畜ふん尿由来のふん便の影響が可能性として考えられます。

大腸菌数の調査は、法改正により令和4年度から追加された項目であり、大腸菌数の値は、よりの確にふん便汚染による水質悪化を捉えることができます。今後も調査を継続していくうえで、環境基準を超える傾向が続く場合は、北海道や町関係部署と協力し、水質汚濁防止法の届出対象施設などを中心に河川状況の把握など対策を進めます。

美生川水域の水質測定結果（平均値）

	美生橋（下流）		中美生橋（中流）		西伏美橋（上流）		環境基準
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	
pH	7.2	7.3	7.2	7.3	7.3	7.3	6.5～8.5
BOD (mg/l)	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	1 mg/l 以下
SS (mg/l)	2	1 未満	3	3	1	1	25 mg/l 以下
DO (mg/l)	11.6	10.7	11.8	10.9	11.7	11.0	7.5 mg/l 以上
大腸 菌数	16	46	76	26	16	31	20 以下

【芽室川】芽室川は、すべての項目において河川環境基準（A類型）を満たしていましたが、これまでの大腸菌群数の値が基準を超過していましたが、ふん便による影響を調査した大腸菌数では、すべての箇所において基準を満たしていました。

芽室川水域の水質測定結果（平均値）

	毛根中島橋（下流）		西芽室橋（中流）		上芽室橋（上流）		環境基準
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	
pH	7.3	7.7	7.3	7.6	7.3	7.6	6.5～8.5
BOD (mg/l)	0.5 未満	1.6	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	2 mg/l 以下
SS (mg/l)	2	3	2	2	2	2	25 mg/l 以下
DO (mg/l)	11.8	11.7	12.1	11.6	11.7	11.5	7.5 mg/l 以上
大腸菌数	58	120	76	70	56	160	300 以下

【ピウカ川】河川環境基準で類型が指定されていませんが、A類型に指定されている十勝川へ合流するため、A類型を基準として調査しました。

調査地点については、今後、数年間かけて河川改修工事が行われることから、複数年にわたって調査地点を移動する必要がない高岩橋を測定地点として実施しています。その結果、高岩橋については、すべての項目が河川基準（A類型）を満たしています。

高岩橋については、9月に1回のみ調査を行っています。

ピウカ川水域の水質測定結果

	高岩橋		環境基準
	R4	R5	
pH	7.3	7.7	6.5～8.5
BOD (mg/l)	0.5 未満	0.5 未満	2 mg/l 以下
SS (mg/l)	2	1	25 mg/l 以下
DO (mg/l)	10.6	10.3	7.5 mg/l 以上
大腸菌数	64	68	300 以下

平均測定結果は、美生川の大腸菌数を除き、基準を満たす結果となりましたが、今後においても関係機関と連携しながら調査等を行い、基準値を超過する状況が継続する場合は、原因の特定と必要な指導・対策等に努めます。

【用語解説】

- 水質イオン濃度（pH）
水の酸性・アルカリ性の度合いを示す指標。
- 生物化学的酸素要求量（BOD）
水中の有機物などの量を、酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表した数値。
- 浮遊物質（SS）
水中に浮遊している直径2mm以下の物質の量。
- 溶存酸素量（DO）
水中に溶けている酸素の量。
- 大腸菌数
ふん便性に由来する菌の総称。
- 大腸菌群数
鳥類やほ乳類の腸管内にいる大腸菌に類似した菌の総称。大腸菌群には土壌など自然界に由来するもの、あるいは人為的な排水に由来するものなど様々であり、多様な発生原因が考えられる。

令和5年度芽室町環境調査結果公表（悪臭）

悪臭測定は、芽室町に所在する臭気発生が考えられる地点と、その周辺環境（風下側）における状況確認を目的として調査しています。

悪臭測定結果

測定地点		日甜沈殿地		日罐境界		東めむろ住宅団地		基準値	
		12月	2月	8月	2月	12月	2月	A区域	B区域
アンモニア ppm		0.06	0.05	0.04	0.11	0.08	0.07	1	2
硫黄系 ppm	メチルメルカプタン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002	0.004
	硫化水素	0.003	0.004	0.002 未満	0.003	0.002 未満	0.006	0.02	0.06
	硫化メチル	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01	0.05
	二硫化メチル	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.009	0.03
※官能試験法 臭気指数		10 未満	10 未満	11	10 未満	10 未満	10 未満		
※悪臭防止法による区域区分		B区域		B区域		A区域			

令和5年度の測定では、すべての地点で悪臭防止法に基づく規制基準に適合していました。

※ ppmとは、parts(パーツ) per(パー) million(ミリオン)の頭文字をとった「100万分の1」のことです。

濃度の単位 比率：百万分の1 = 0.0001% = 1 ppm

※ 官能試験法とは、数人の試験者のきゅう覚による調査方法で、採取した試料（空気）を徐々に薄め、臭気を感じるかを測定するものです。つまり、人間の鼻による臭気の強さを数字で表したものです。

※ 悪臭防止法による区域区分とは、悪臭防止法に基づき北海道知事が定めた規制地域の区分で、A～Cの3区分があります。おおむね都市計画法に基づく用途地域により区分され、住居専用地域や商業地域などをC区域として最も厳しい基準が適用され、工業地域などをB区域としてA区域よりやや緩い基準が適用されます。（芽室町にはC区域の指定地域はありません。）

令和5年度 芽室町環境調査結果公表（騒音）

■騒音交通量測定結果

測定地点		西4条9丁目（国道38号線）	
環境基準地域の類型		B	
車道端からの距離		0.5m（地上からの高さ1.2m）	
測定日		8月	11月
等価騒音レベル	昼間（6～22時）	69.0 デシベル	68.0 デシベル
	夜間（22～6時）	65.0 デシベル	63.0 デシベル
日交通量 （台/時間）	昼間（6～22時）	690	640
	夜間（22～6時）	140	110
大型車混入率 （%）	昼間（6～22時）	26	28
	夜間（22～6時）	46	60

【騒音に係る環境基準（北海道）および要請限度（環境省）】

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

ただし、特例として幹線交通を担う道路に近接する空間については、次の基準となり、町が行う測定基準値は、次の数値が適用されます（要請限度）。

基準値	
昼間	夜間
75 デシベル以下	70 デシベル以下

<令和5年度 測定結果からの考察>

令和5年度の基準時間帯平均等価騒音レベルは、8月の夜間で環境基準値の上限でありましたが、調査結果が環境基準及び要請限度を満足しており、生活環境が著しく損なわれる状況ではありませんでした。

結果は基準値内ではありますが、騒音測定については、今後も継続して調査を進めます。

■過去5年間の騒音交通量調査結果（8月）

調査項目		R1	R2	R3	R4	R5	環境基準 (要請限度)
等価騒音レベル (db)	昼間	69	68	69	68	69	70以下 (75)
	夜間	64	64	65	64	65	65以下 (70)
日交通量 (台/時間)	昼間	740	680	700	630	690	/
	夜間	170	130	130	110	140	
大型車混入率 (%)	昼間	24	29	29	22	26	
	夜間	49	47	51	68	46	

■過去5年間の騒音交通量調査結果（11月）

調査項目		R1	R2	R3	R4	R5	環境基準 (要請限度)
等価騒音レベル (db)	昼間	68	68	69	69	68	70以下 (75)
	夜間	63	64	64	64	63	65以下 (70)
日交通量 (台/時間)	昼間	670	590	640	650	640	/
	夜間	120	110	100	110	110	
大型車混入率 (%)	昼間	26	26	29	25	28	
	夜間	56	62	56	57	60	

<過去5年の測定結果からの考察>

昼間の基準時間帯平均等価騒音レベルは、8月、11月ともに環境基準を満足して推移しており、生活環境が著しく損なわれる状況ではなかったことが分かりました。

夜間の基準時間帯平均等価騒音レベルは、昼間の結果と同様に8月、11月ともに環境基準を満足して推移しており、生活環境が著しく損なわれる状況ではなかったことが分かりました。

基準時間帯平均等価騒音レベルの推移は、8月、11月ともにおおむね横ばいでした。なお、夜間の令和3年度および令和5年度において環境基準の上限値と同値であったため、今後の動向に注意が必要です。

※地域の類型

A A地域…療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に
静穏を要する地域

A地域…専ら住居の用に供される地域

B地域…主として住居の用に供される地域

C地域…相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※デシベルとは、音の強さの単位の一つで、人間の耳に感じる最小値を0デシベルとし、この単位に対する対数比でその音の強さを示します。人間の耳に耐える最大値は130デシベルとされています。

資料 2

■芽室町一般廃棄物処理基本計画進捗状況について

1 資源ごみのリサイクルへの取組

(1) 小型電子機器リサイクルの推進

- ・令和3年度より小型電子機器等処分業者と契約を結び、回収対象品目を増やし回収量の増加に向けた取り組みを推進しています。

～小型電子機器等処分業者回収実績～

年 度	回収量
令和3年度	845 kg
令和4年度	959 kg
令和5年度（1月末時点）	1,090 kg

(2) 資源物集団回収事業の推進

- ・令和4年度の要綱改正により、少年団や、民間団体も対象となっています。

～回収量の内訳（町内会等）～

年 度	回収量
令和3年度	434,517 kg
令和4年度	405,911 kg
令和5年度	集計中

(3) 新たな周知の仕組み導入への取組

- ・町公式LINEアカウントを活用し、次のツール等を運用しています。
 - ①粗大ごみ申込フォーム
 - ②落ち葉等回収連絡フォーム
 - ③登録者へのごみ収集日通知（プッシュ型）
- ・町公式LINEを利用したごみ分別検索方法の導入準備を進めており、令和6年度に運用開始を予定しています。

2 事業系ごみのリサイクルに向けた取組

(1) 事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に向けた新たな制度に向けた検討

- ・11月15日開催の十勝管内ごみ担当係長が構成する検討会議において、当町から管内市町村に対し事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組について意見交換しております。

～十勝管内自治体の取組状況～

市町村名	取組内容
帯広市	・ホームページ、広報誌などで事業系ごみの処理方法と減らし方や3Rの取組みを周知
大樹町・広尾町	・南十勝複合事務組合が事業系一般廃棄物を無料で引き取っている ・ごみの分別を促進させるため、令和6年10月より資源ごみを除き有料化を予定
本別町	・町内建設会社が事業所から出る生ごみを飼料として回収し、養豚農家へ販売している
池田町	・町内リサイクルセンターにおいて事業者の持ち込みを可能としている

3 ごみ減量の取組

(1) 事業者との連携等によるごみ削減の取組

・宴会時の食べ残しを減らす取組みの一つである「宴会5か条」の実践について、広報誌で周知を行いました。

(2) 食品ロス削減の推進

・家庭でできる「食品ロス」削減の取組として、令和5年11月開催の芽室消費者協会主催「第23回消費生活展」で紹介された「冷蔵庫の整理整頓」について、広報誌で周知を行いました。

4 その他の取組

(1) 色付き指定ごみ袋の取扱いに関する検討

・平成15年度から利用を開始した色付き指定ごみ袋は、ここ数年、ホットボイスなどでその取扱いについて意見が寄せられているところであり、利用開始してから20年経過した色付き指定ごみ袋制度について、令和10年度の新中間処理施設供用開始時期に合わせて、その方向性を検討することにしました。

資料 3

■令和6年度実施予定 重点取組事項

1 資源ごみのリサイクルへの取組

(1) 新たな周知の仕組み導入への取組

- ・町広報誌やホームページなどを活用した周知を継続して行い、さらなる活用を進めるとともに、政策推進課広報広聴係と連携して粗大ごみフォームの改良等を研究し、利用しやすいフォームづくりを目指します。
- ・ホットボイスや問い合わせなどから寄せられるごみに関するよくある質問について、町のホームページにFAQを創設します。

<導入・検討予定のツール>

- 粗大ごみ申込フォームの機能向上
- 町ホームページ内でのFAQの創設

2 事業系ごみのリサイクルに向けた取り組み

(1) 事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に向けた新たな制度に向けた検討

- ・事業系一般廃棄物の減量化に向けた新たな取り組みの検討を進めるため、令和6年度は先進地視察として旭川市へ視察を行います。
- ・町内企業の現状把握および他自治体の取組事例等を参考にしながら、事業者のごみ減量が促進される新たな事業（案）の検討を進めます。

3 ごみ減量の取組

(1) 事業者との連携等によるごみ削減の取組

- ・町内の店舗等において提供する商品の簡易包装など、町内商店会や各個人店などとなるべくごみを出さない取り組みについて意見交換等を行いながら、ごみ削減へ向けた協力体制を構築します。
- ・飲食店の食品ロス削減への取組に向けて、商店会・飲食店と意見交換を行い、いただいた意見をもとに取り組み可能であるものから事業者との連携を相互理解のもとで進めていきます。

(2) 食品ロス削減への推進

- ・食品ロス削減に関する消費者の現状を把握するために町民への意識調査を実施します。
- ・町民意識調査の結果や他自治体の計画内容、食品ロス削減取組事例等を参考にしながら、芽室町の実態に合わせた食品ロス削減計画を令和6年度中に策定します。

4 その他の取組

(1) 色付き指定ごみ袋の取扱いに関する検討

- ・新中間処理施設の供用開始時期に合わせて方向性を決定するため、令和6年度は町民へのアンケート調査を実施します。

■ 施策の展開

基本理念(第5期芽室町総合計画における施策) 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

基本方針1
資源の循環的な
利用促進

基本方針2
ごみの
発生抑制の促進

基本方針3
適正排出・
適正処理の促進

■ 重点取組事項

1 資源ごみのリサイクルへの取組

- 小型電子機器リサイクルの推進
- 資源物集団回収事業の推進
- 新たな周知の仕組み導入への取組

2 事業系ごみのリサイクルに向けた取組

- 事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に対する新たな制度の検討

3 ごみ減量の取組

- 事業者との連携等によるごみ削減の取組
- 食品ロス削減の推進

4 その他の取組

- 色付き指定ごみ袋の取扱いに関する検討

■ 継続取組事項

1 適正排出の周知・啓発

2 ごみの計画的な収集・運搬

3 ごみ減量に向けた町民・事業者の取組

4 災害時におけるごみ処理対策

■計画期間における重点取組事項

1 資源ごみのリサイクルへの取組

容器包装リサイクル法や使用済み小型家電リサイクル法の施行などにより、リサイクルの取組みが拡大しました。

本町では、平成15年度から資源ごみの分別に取り組んでいるところですが、正しく分別することで資源化できるごみが、「燃やすごみ」や「燃やせないごみ」に混入している状況も多く見られます。

捨ててしまうのではなく、再利用により有効に活用できる資源ごみを適正に分別・排出することに特に重点を置き、燃やせないごみや粗大ごみなどで排出される小型電子機器の回収・資源化に積極的に取り組みます。

また、市街地町内会連合会や資源物回収事業者との連携を強化し、地域における資源物回収の取組を支援します。

【重点取組事項】

(1) 小型電子機器リサイクルの推進（重点取組年度：令和3年度）

レアメタルなどの再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理および資源の有効利用の確保を目的に、平成25年4月、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行されました。

本町でも小型電子機器の回収に取り組んでおり、ごみ分別の手引きや広報誌などで周知を行っているところですが、他自治体と比べて回収量が少ない状況にあります。

小型電子機器を回収することによって資源リサイクルにつながり、その結果、燃やせないごみや粗大ごみの排出が減少することから、ごみの最終処分量が削減されることとなります。

リサイクルによる資源化を目指す本町としては、積極的な周知等により、回収量の増加に向けて取り組みます。

(2) 資源物集団回収事業の推進（重点取組年度：令和3年度）

町内会等による資源集団回収は、平成12年4月1日から制度化したものであり、現在、多くの町内会等が取り組んでいるところです。

地域における資源集団回収の取組は、町民がごみの分別・回収に直接携わることでリサイクル意識の向上につながり、地域コミュニティの活性化にも寄与する事業です。

引き続き資源集団回収助成金の交付や回収業者への支援を継続し、対象を町内会等だけでなく、少年団をはじめ他の住民団体・組織へ拡大するなど、事業の推進を図ります。

■資源物集団回収事業助成金について

本事業については、町内会や子ども会、老人会、地域女性団体など毎年約80団体が資源物集団回収事業に取り組んでいます。

資源物を回収した団体には、回収した量により1kgあたり5円の助成金を交付しています。また、本事業では事業者に対しても助成金を交付しており、回収した量により1kgあたり4円の助成金を交付しています。

【資源物回収の対象品目】(6品目)

新聞紙	書籍・雑誌	段ボール
紙パック	アルミ缶	リターナルビン

(3) 新たな周知の仕組み導入への取組(重点取組年度:令和4年度)

資源物の再利用を図るためには、適正な分別や排出を行うことが不可欠です。

多くの方がスマートフォンやタブレットを保有している現在のライフスタイルでは、ごみの分別方法を手軽に検索できることが必要と考えます。このことから、これらのメディアを活用してFAQの創設やごみ分別検索ツールの検討・導入を図ります。

【具体的な取組事項】

●FAQの創設に向けた検討

ごみ分別・排出で分からないことや町民から多く相談が寄せられる事項を回答集(FAQ)としてまとめるなど、他自治体の事例等も参考に分かりやすい仕組みを検討します。

●ごみ分別検索ツールの導入に向けた検討

分別アプリをはじめ、他自治体で導入している事例等を参考にしながらスマートフォンやタブレット、パソコンなどでも検索できる仕組みの導入を検討します。

2 事業系ごみのリサイクルに向けた取組

事業活動により排出する事業系ごみは、事業者自らの責任で処理することが法で定められています。また、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行ってごみの減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等において、適正な処理が困難にならないような製品・容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供することなどにより、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならないと定められています。

事業系ごみには、適正に分別をすることでリサイクル可能な資源物が多く含まれています。事業者責任として、分別排出区分の徹底によるごみ減量・資源化を促進します。

【重点取組事項】

(1) 事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に対する新たな制度に向けた検討

(重点取組年度:令和5年度)

事業活動に伴い発生するごみの削減や適正な分別・処理は、事業者が自主的に取り組むこととなります。

本町では工業団地をはじめ多くの企業が立地しており、これらの事業者の協力によりごみの減量化が進むものと考えます。また、昨今の環境問題の関心の高まりにつれ、事業者の環境に対する取組姿勢が注目されつつあります。

さらに、事業者によるごみ資源化・減量化の取組は、自ら排出するごみを削減するだけでなく、家庭や他の事業所へ持ち込まれるごみの量を削減することをできる要素も持っています。

このことから、ごみの資源化・減量化など、環境に配慮した取組を積極的に行っている事業者に対する認定制度など新たな仕組みを創設し、事業系一般廃棄物の削減を図ります。

3 ごみ減量の取組

生活する上で、ごみは必ず生じるものですが、ごみの量を減らすことは家計への負担を減らすことにもつながります。分別できる物をそのまま捨ててしまう、まだ食べられる物を捨ててしまうなどは、工夫することによってごみの総量を減らすことができます。

1人ひとりが、ほんの少しのごみを削減することを意識し、行動につなげていくためにさまざまな普及啓発に取り組めます。

また、そもそもごみとなる物を出さないことがごみ減量化への道ですが、そのためには町民の排出抑制の取組に加え、商品等を提供する事業者の協力が不可欠です。

新たな方策等の実現に向けて、事業者と連携しながら、ごみの排出抑制を図ります。

【重点取組事項】

(1) 事業者との連携等によるごみ削減の取組

(重点取組年度：令和3～4年度)

令和2年7月からレジ袋の有料化が小売店に義務付けられるなど、ごみを出さない取組が進められていますが、商店で提供する商品の包装など、購入することでごみとなる物が増えてしまう状況にもあります。包装が増えることは、事業者にとっても負担を増やすこととなることから、消費者・事業者それぞれにデメリットがあります。

全ての包装等をなくすことはできませんが、町内の店舗等において、商店で提供する商品の簡易包装や包装をしないまま商品を提供するなど、町内商店会と連携・協力しながら、包装等の簡素化によるごみ削減への取組を進めます。

また、飲食店においては「30・10運動(※1)」「宴会五箇条(※2)」の普及促進や、提供する食事・食品の量などを加減する工夫などにより、食べ残しの抑制や食材の使い切りによる食品ロスへの取組に協力していただくよう促していきます。

【用語解説】

※1 30・10運動

食事開始後30分間および食事終了までの10分間は、席を立たずしっかり食べる「食べきりタイム」を設け、食品ロスを減らそうとする取組

※2 宴会五箇条

全国おいしい食べきりネットワーク協議会という団体が推奨する

① 適量注文 ② 幹事さんからの食べきる声かけ ③ 30・10運動

④ 食べきれない料理は仲間で分け合う

⑤ 最終的に食べきれなかったものはお店に確認して持ち帰る

という5つの項目のこと

(2) 食品ロス削減の推進（取組年度：令和4年度）

食品ロスは、家庭や飲食店での食べ残し、売れ残りや賞味期限・消費期限を過ぎた食品などから多く発生しており、事業者と消費者が必要量に応じた食品を販売・購入し、食品を無駄にしない取組を進めることがとても重要です。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が令和元年10月に施行され、自治体や関係機関などでもさまざまな取組を始めています。

また、食品ロス削減推進法の中で、国の基本方針や都道府県が策定する食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村において食品ロス削減推進計画を策定するよう努めるよう規定されており、北海道が令和2年度に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定しました。

食品ロスに係る事業や対応は、本町においても複数の部署にまたがることから、庁内においても関係部署において共通認識を図ります。

また、他自治体の取組事例などを参考にしながら、北海道食品ロス削減推進計画を踏まえた食品ロス削減推進計画を策定します。

【事業の取組事項と取組年度】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
小型電子機器リサイクルの推進	→	→	→	→	→	→
資源物集団回収事業の推進	→	→	→	→	→	→
新たな周知の仕組み導入の取組	→	→	→	→	→	→
事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に対する新たな制度に向けた検討	→	→	→	→	→	→
情報媒体やイベントを活用した普及啓発	→	→	→	→	→	→
事業者との連携等によるごみ削減の取組	→	→	→	→	→	→
食品ロス削減の推進	→	→	→	→	→	→

→ …重点取組時期

4 その他の取組

(1) 色付き指定ごみ袋の取扱いに関する検討（取組年度：令和6年度）

資源ごみについて、本町ではプラスチック製容器包装類・紙製容器包装類・ペットボトル・ガラスびん・缶類を、5色10種類の色付き指定ごみ袋を活用して分別収集しています。これは平成15年度の開始当初から行っている方法ですが、資源ごみを搬入する十勝リサイクルプラザを使用する市町村のうち、色付き指定ごみ袋を採用している自治体は本町のみとなっています。

制度開始から15年以上が経過し、色付き指定ごみ袋による分別が浸透している一方、他自治体から転入する方も多くなり、この分別方法に慣れないという声も聞いているところです。色付きごみ袋による分別収集のメリットもある一方で、負担を感じるといった不満の声も寄せられています。

●色付き指定ごみ袋のメリット

- 町民の皆さんが、ごみの区分をしやすいようにする
- 収集事業者が、ごみの内容が袋の色を見て分かるようにする

●色付き指定ごみ袋のデメリット（町民からの声）

- 購入する袋の種類が多い（たくさん色付きごみ袋を買わなければならない）
- 他の自治体は市販のごみ袋など、どのようなごみ袋でも回収するが、芽室町は色付きごみ袋でなければ回収しないのでお金をかけて購入することに負担感を感じる。

上記のメリットやデメリットを踏まえ、どのような分別収集方法としていくのかを改めて検討し、令和5年度までに方向性を決定します。

なお、検討にあたっては、町民の皆さんから広く意見を聴きながら進めます。

【検討スケジュール】

	R3	R4	R5	R6
収集体制の現状分析等	➡			
町民からの意見聴取 (アンケート等)		➡		
ごみ収集事業者との意見交換		➡		
資源ごみ収集体制の方向性の決定			➡	
検討後のごみ収集体制開始				➡

旭川市

ASAHIKAWA CITY

くらし

イベント

観光

事業者向け

施設一覧

市政情報

ホーム > くらし > ごみ・リサイクル・環境保全 > ごみの分別と収集 > 事業所から発生するごみ > 旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定制度について

▼ ガイドナビを開く

旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定制度について

情報発信元 廃棄物政策課

最終更新日 2024年1月19日

ページID 005832

印刷



ごみ減量等推進優良事業所認定について

旭川市では、ごみの減量やリサイクルなどに積極的に取り組む事業所を「ごみ減量等推進優良事業所」として、取組内容に応じて「ブロンズ」「シルバー」「ゴールド」の3段階で認定し、旭川市のホームページなどで取組の紹介を行っています。

限りある資源を大切にするとともに、有効に活用し、循環型社会を形成していくためには、一人一人の意識的な取組が欠かせません。中でも、事業者によるごみ減量の取組は、自ら排出するごみを減らすだけでなく、家庭や他の事業所へ持ち込まれるごみ量を減らすこともできる、大切な要素を持っています。

また、昨今のSDGs（持続可能な開発目標）への関心の高まりにつれ、事業者の環境に対する取組姿勢が注目されつつあります。

認定された事業所には下記の表に示すステッカーが配布されています。店頭などでステッカーを見かけたら、積極的に利用するとともに、ごみの減量等の取組に、御協力をお願いします。

対象となる方

市内の事業所、事業者又は事業者によって構成される団体が対象となります。
ごみ減量に取り組んで、環境配慮への姿勢をアピールしませんか。

メリット

環境部のホームページに名前が掲載されるほか、認定証、認定ステッカーが贈呈されます。

また、名刺や会社紹介パンフレット等の印刷物にステッカーと同じデザインの認定マークを使用することができますので、取組を広くアピールすることができます。

なお、ゴールド事業所の方は、認定証授与式に出席いただきます。

ごみ減量等推進優良事業所認定のメリット		
ブロンズ	シルバー	ゴールド
<ul style="list-style-type: none"> ● 認定証、認定ステッカー ● 環境部発行の冊子等に事業所名記載 ● ホームページで事業者名公表 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定証、認定ステッカー ● 環境部発行の冊子等に事業所名記載 ● ホームページで事業者名公表 ● ホームページにリンク設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定証、認定ステッカー ● 環境部発行の冊子等に事業所名記載 ● ホームページで事業者名公表 ● ホームページにリンク設置 ● ホームページで取組紹介 ● 認定証授与式に出席

社会貢献推進企業の登録

- 社会貢献推進企業として、市の入札・契約制度において優遇措置の対象となります。認定後、[社会貢献推進企業の登録申請](#)が必要です。詳細は、契約課制度担当 電話番号 0166-25-5736までお問い合わせください。

ごみ減量等推進優良事業所認定を受けるためには

- 申請書（本ページよりダウンロード可）に必要な事項を御記入の上、下記まで提出をお願いします。（郵送、電子メール、持参いずれも可）
- 令和5年度の申請受付期間は、令和5年7月3日（月曜日）から令和5年9月29日（金曜日）まで必着です。

申請書の提出先

旭川市環境部廃棄物政策課ごみ減量係
〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎5階
電話 0166-25-6324

認定までの流れ

申請書を提出いただいた後、認定基準に照らした書類審査を行います。その後、申請事業所を訪問して現地調査も実施しますので、御協力をお願いいたします。ゴールド事業所の認定には、ゴールド認定審査会での審査を実施した後、決定します。

認定された事業者の方には、認定証と認定ステッカーを贈呈します。また、ゴールド事業所の方には、例年2月に行われる認定証授与式に出席いただきます。

資料等

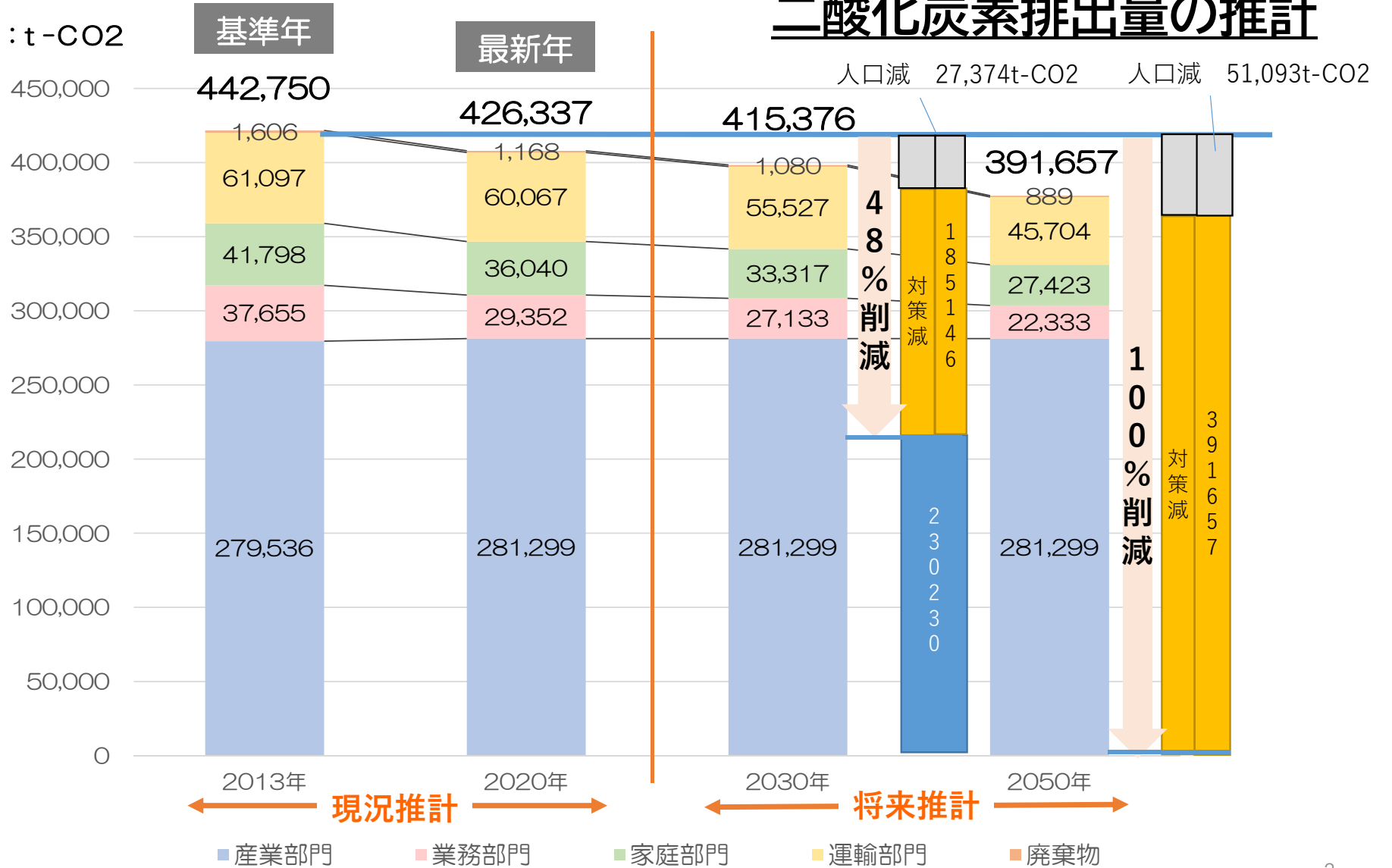
- [認定要綱（html版）](#)
 [旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定制度実施要綱（PDF形式 121キロバイト）](#)
- [認定基準（html版）](#)
- [認定に関する質問と答え](#)
- [旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定申請書（様式第1号PDF形式 310キロバイト）](#)
- [旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定申請書（様式第1号エクセル形式 238キロバイト）](#)

資料 4

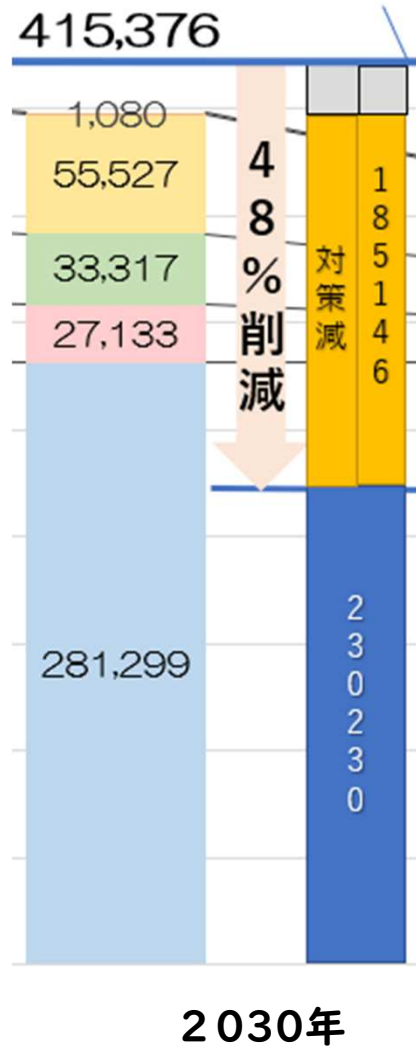
芽室町地球温暖化防止 実行計画(区域施策編) 概要について

二酸化炭素排出量の推計

単位：t-CO₂



単位：t-CO₂ 人口減 27,374t-CO₂



各種取組によるCO₂削減見込量

【施策1 省エネルギー】

- ①国等と連携して進める各種省エネルギー対策等
および北海道が推進する家庭部門の省エネの
取り組みによる削減見込量 **63,830t-CO₂**
- ②CO₂排出係数 (※) の改善による削減見込量
0.601 (北電2020年) ⇒ 0.250 (国の目標)
50,035t-CO₂
- ③省エネ法により特定事業者がエネルギー消費
原単位を低減 **38,012t-CO₂**

【施策2 再生可能エネルギーの導入】

- ④太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーの導入
33,269t-CO₂

①・③・④の取組を積極的に
推進することにより目標を達成

町が考えるゼロカーボン事業推進に係る課題

公共施設への再エネ導入と省エネ化

■国の目標(2030年)

- ・公共施設50%以上に太陽光発電設備を設置
- ・公用車の電動化100%
- ・LED照明への転換100%

目標達成に向けて取組を進める必要あり
→可能な再生可能エネルギーの導入は必須

町民・事業者の取組・連携

■町民:家庭部門66%CO2排出量削減(2030年)

2013年:41,798t-CO2 → 2030年:14,212t-CO2

66%減(27,586t-CO2削減)

■事業者:産業部門37%CO2排出量削減(2030年)

- ・現時点で産業部門排出量のうち、特定事業所が約9割
- ・特定事業所との削減への連携は重要。併せて、中小企業を取組も大事

新たな再生可能エネルギーの構築・利用

■見込まれるCO2削減量(2030年) 151,877t-CO2 (省エネの取組+国のCO2排出係数削減見込+特定事業者の削減)

$$185,146\text{t-CO}_2 - 151,877\text{t-CO}_2 = 33,269\text{t-CO}_2$$



再エネでの取組による削減

導入可能な再エネ(自然由来) …… ほとんどが太陽光
→太陽光だけで取り組むのは厳しい ⇒ **新たなエネルギーの活用を**

■取り組むことが見込まれる対応(削減)策

- 再エネ由来の電力への転換
 - ・火力発電などCO2発生量が多い設備での発電
 - 再エネ由来から発電される電力への移行も検討
- 他地域からの再エネ需給
 - ・設備構築には時間とカネ
 - …すぐに建設・利用とはならない(水素・アンモニアなどのエネルギーを他地域から融通・利用)。
 - ⇒新たな技術の導入…生活・生産活動の利便性向上も

町民・事業者アンケートから

まちが目指す将来像

農業を核とした活力と
にぎわいのあるまち

自然豊かで
住みやすいまち

ZERO
CARBON
MEMURO

誰もが健康で心豊かに
暮らせるまち

災害に強く
安心・安全なまち

町の取組

■町が推進すべきこと

- ・公共施設への省エネ、再エネの積極的導入
- ・工場、事業所等の脱炭素取組強化
- ・町民一人ひとりの省エネ化に向けた取組
- ・省エネ、再エネ補助や助成
- ・緑地、公園を活用した緑化活動

■町が重要視すべきこと

- ・住環境を重要視した住みやすいまち
- ・景観や資源など、芽室町の財産を守るまち

脱炭素への取組

■町民

日常での取組:ほとんどで高い実施率
設備の導入:LED照明・外断熱・二重窓
今後の導入予定:エコカー・省エネ機器(補助がなくても導入)
太陽光・蓄電池(補助があれば導入)



導入には金銭面&効果

■事業者

設備の導入:LED照明・太陽光・薪ストーブ、ヒートポンプ
車はまだガソリン・ディーゼルが主力
現在の取組:節電+冷暖房温度設定、省エネ型設備導入、熱中症対策など
課題・要望:資金不足・知識不足 ⇒ 補助支援・情報提供が必要

再エネ導入に向けて

■町民の再エネの知名度

太陽光・風力発電 ⇒ 内容まで知っている
中小水力・地熱・バイオマス ⇒ 聞いたことがある程度

■導入を望む再エネ

太陽光・バイオマス

■再エネ導入により生まれる効果

まちの知名度アップ、地域活性化、整備コストは軽減される必要がある

■導入への課題

導入コスト・維持管理コストの増
情報不足

ゼロカーボンに向けた将来ビジョン

まちが目指す将来像

農業を核とした活力と
にぎわいのあるまち

自然豊かで
住みやすいまち

**ZERO
CARBON
MEMURO**

誰もが健康で心豊かに
暮らせるまち

災害に強く
安心・安全なまち

芽室町の 将来ビジョンイメージ

太陽光発電
システムの活用

次世代自動車の導入

照明機器のLED化

植林・維持管理による
CO2吸収

新たな再生可能エネルギー
の導入・活用

ごみの減量化・
リサイクル推進

公共施設のZEB化

環境にやさしい
農業の推進

先進技術が率先導入
された工業団地

家畜ふん尿
バイオマスの活用

将来ビジョンを達成するための重点取組項目(2030年)

■再生可能エネルギー導入による脱炭素化

ポテンシャルが最も高い太陽光発電設備の導入をはじめ、バイオマスなどの新たな再生可能エネルギーの構築や、水素エネルギーなどの次世代エネルギーの活用により、脱炭素化を進めます。

○取組事項

- ・太陽光発電の導入(公共施設太陽光発電設備の導入、公共施設群への地域マイクログリッド導入)
- ・新たな再生可能エネルギーの検討・導入(バイオマス、事業者間での再エネ構築、工業団地への再エネ導入)
- ・水素エネルギーの利用

■工業団地におけるゼロカーボンの取組

芽室町は、産業部門から排出される二酸化炭素量が最も多く、中でも工業団地からの排出が多い割合を占めている。再生可能エネルギーの導入や省エネの積極的な推進により、二酸化炭素排出量の削減を進める。

○取組事項

- ・工業団地内事業所等への太陽光発電設備の導入
- ・民間による工業団地内での地域マイクログリッド設備の導入
- ・民間による水素エネルギーを活用するための設備の導入
- ・事業間連携による新たな再生可能エネルギー設備の構築
- ・省エネ型設備機器の導入、積極的な省エネへの取組

■環境に配慮した農業活動による脱炭素化

まちの基幹産業である農業の脱炭素化を進めるとともに、農産物の新たな付加価値へとつなげていきます。また、畑を活用した二酸化炭素吸収を進め、実質ゼロへの貢献を図ります。

○取組事項

- ・スマート農業の推進(新たな農業技術の活用、省エネ型農業への取組)
- ・緑肥、たい肥の活用による二酸化炭素吸収への取組
- ・農業残さを活用した再生可能エネルギーの構築

■省エネ推進によるエネルギー消費の削減

それぞれの省エネに対する取組は重要であり、一人ひとりの取組が大きな成果へとつながる。省エネに関する取組を重点的に実施し、日常生活や事業活動における二酸化炭素の排出量削減につなげる。

○取組事項

- ・省エネ型機器等の導入(LED照明・家電製品・事業用機器など)
- ・省エネへの取組実践
- ・次世代自動車(EV、PHEVなど)の導入、利用促進
- ・3Rの推進(ごみの減量化、リサイクルの推進)
- ・災害に強いまちづくりの推進(V2H・パワームーバーの導入)

将来ビジョンを達成するための脱炭素シナリオ

ビジョン	コンセプト	施策
誰もが健康で 心豊かに暮らせるまち	省エネ推進による エネルギー消費の少ないまちの実現	省エネ型機器等の導入●
		省エネへの取組実践●
		省エネ型建物(ZEH・ZEB)の普及
		次世代自動車の導入、利用促進●
		3Rの推進●
災害に強く安心安全なまち	行動変容につながる環境意識の醸成	災害に強いまちづくりの推進●
		環境活動と環境教育の実施
農業を軸とした 活力と賑わいのあるまち	再生可能エネルギーの導入による脱炭素化のまちの実現	太陽光発電の導入●
	環境に配慮した農業活動による 脱炭素化への貢献	新たな再生可能エネルギーの検討・導入●
		水素エネルギーの利用●
		スマート農業の推進●
		緑肥、たい肥の活用●
自然豊かで 住みやすいまち	自然と調和した取組と 二酸化炭素吸収の促進	家畜ふん尿を活用したバイオマスの導入
		農業残さを活用した再生可能エネルギーの構築
		森林の適切な整備・維持管理
		緑地の整備、維持管理
		自然景観の保護への取組
		他自治体との連携等

● … 2030年度までの重点取組項目

将来ビジョンを達成するための脱炭素シナリオ

コンセプト	施策	重要業績評価指標(KPI)
省エネ推進による エネルギー消費の少ないまちの実現	省エネ型機器等の導入●	—
	省エネへの取組実践●	CO2排出量:省エネによる取組 1.2t-CO2削減
	省エネ型建物(ZEH・ZEB)の普及	—
	次世代自動車の導入、利用促進●	2030年度:一般公用車 次世代自動車100%導入
	3Rの推進●	2030年度:一般廃棄物排出量4,295t(2013年度比11%減)
	災害に強いまちづくりの推進●	—
行動変容につながる環境意識の醸成	環境活動と環境教育の実施	2030年度:環境イベント 年1回 学校環境教育(各学校年1回)
再生可能エネルギーの導入による脱炭素化のまちの実現	太陽光発電の導入●	2030年度:10kwh未満 348件導入(2,297Mwh) 10kwh以上 77件導入(18,007Mwh)
	新たな再生可能エネルギーの検討・導入●	—
	水素エネルギーの利用●	2030年度:水素エネルギー実証箇所 1か所
環境に配慮した農業活動による 脱炭素化への貢献	スマート農業の推進●	—
	緑肥、たい肥の活用●	—
	家畜ふん尿を活用したバイオマスの導入	2030年度:1基導入
	農業残さを活用した再生可能エネルギーの構築	—
自然と調和した取組と 二酸化炭素吸収の促進	森林の適切な整備・維持管理	2030年度:町有林・非FM林の解消率100%
	緑地の整備・維持管理	2030年度:都市公園・街区公園の緑地面積 ●ha
	自然景観の保護への取組	—
	他自治体との連携等	—

将来ビジョンを達成するための脱炭素シナリオ(2030年)

省エネ推進による エネルギー消費の少ないまちの実現

現在の生活スタイルや事業活動などを見直し、エネルギー消費を抑えた省エネ型のまちをつくれます

コンセプトを達成するための施策

- 省エネ型機器等の導入
- 省エネへの取組実践
- 省エネ型建物の普及
- 次世代自動車の導入、利用促進
- 3Rの推進
- 災害に強いまちづくりの推進

具体的な取組事項

■省エネ型機器の導入

日常で使用する家電や照明、設備等は毎日のエネルギー消費が多く、二酸化炭素排出量にも影響します。補助制度の導入や、国・道の補助制度の紹介等を通して省エネ型機器への更新を進めます。

○省エネ型機器等の導入

【町民】

- ・住宅照明機器のLEDへの更新
- ・省エネ性能の高い製品(家電)の購入

【事業者】

- ・事業所、関連施設のLEDへの更新
- ・省エネ性能の高い製品の導入

【行政】

- ・公共施設、街路灯のLED化(2030年度:100%)
- ・町民・事業者向け省エネ型機器導入補助の創設、運用

将来ビジョンを達成するための脱炭素シナリオ(2030年)

■省エネへの取組

私たちの暮らしの中で普段何気なく使用している電気やガス、自動車などから二酸化炭素は多く排出しています。これまでの生活や事業体制を改めて見直し、無駄を省くことによるお金にも環境にも優しい取組みを進めます。

○省エネへの取組実践

【町民】

- ・家電製品の使用方法、室内の温度調整、生活習慣など、一般家庭で取り組む省エネ対策(2030年度:1.2t-CO₂の削減)
※具体的な取組事例は、別途掲載

【事業者】

- ・事業用車両・機器の使用方法、運用方法、事業所内の温度調整など、事業活動において取り組む省エネ対策
※具体的な取組事例は、別途掲載

【行政】

- ・地球温暖化防止実行計画(事務事業編)の実施
(2030年度:二酸化炭素排出量目標2,845t-CO₂)

■省エネ型建物の普及

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにすることができます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する1次エネルギー収支をゼロにすることを目指した、ZEHやZEBの普及を進めます。

○省エネ型建物(ZEH・ZEB)の普及

【町民】

- ・新築または住宅リフォーム時における住宅のZEH化

【事業者】

- ・新築または改築時における事業所や賃貸住宅等のZEB・ZEH化

【行政】

- ・住宅リフォームにおけるZEH化への補助
- ・ZEBによる建物新築等に係る事業者向け補助等の紹介
- ・公共施設の新設時におけるZEB化の導入

将来ビジョンを達成するための脱炭素シナリオ(2030年)

自宅で取り組むゼロカーボン対策(今から取り組める省エネ行動)

①冷蔵庫に詰め込みすぎない

冷蔵庫の最大容量の半分程度の容量で使用する

年間
1440円の節約
(0.03 t-CO₂)



②テレビの明るさを調整する

明るさ最大の場合は、中間に調整する
みないときはできるだけ消す

年間
1440円の節約
(0.03 t-CO₂)



③電気の点灯時間を短くする

1日1時間程度、つけっぱなしを減らす
(白熱電球5個の場合)

年間
3250円の節約
(0.07 t-CO₂)



④PCのつけっぱなしをやめる

デスクトップ型パソコンの使用時間を
1日3時間短縮

年間
3120円の節約
(0.06 t-CO₂)



将来ビジョンを達成するための脱炭素シナリオ(2030年)

自宅で取り組むゼロカーボン対策(今から取り組める省エネ行動)

⑤ エアコンの温度を調整する

石油暖房の設定温度を22℃から20℃に
下げる

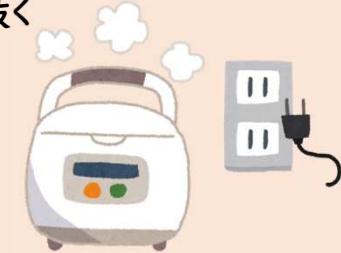
年間
19470円の節約
(0.52 t-CO₂)



⑥ 炊飯器のプラグを抜く

使わないときは、保温状態で放置せず、
炊飯器のプラグを抜く

年間
1500円の節約
(0.03 t-CO₂)



⑦ 温水洗浄便座のふたをしめる

使わないときは、温水洗浄便座のふたを
あけっぱなしにしない

年間
1150円の節約
(0.02 t-CO₂)



⑧ 間を空けずに入浴する

お風呂のお湯が冷めないうちに入浴し、
追い炊きしないようにする

年間
3120円の節約
(0.06 t-CO₂)



将来ビジョンを達成するための脱炭素シナリオ(2030年)

自宅で取り組むゼロカーボン対策(高効率な省エネ家電への買替え)

①LEDランプに切り替える

白熱電球(54W)をLEDランプ(7.5W)に切り替える(5個の場合)

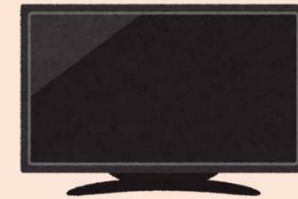
年間
12550円の節約
(0.31 t-CO₂)



②最新型テレビの購入

約10年の40型テレビを最新型に更新し、消費電力を約42%低減させる

年間
1650円の節約
(0.04 t-CO₂)



③最新型冷蔵庫の購入

約10年の冷蔵庫を最新型に更新し、消費電力を約43%低減させる

年間
6090円の節約
(0.15 t-CO₂)



④最新型エアコンの購入

約10年のエアコンを最新型に更新し、消費電力を約12%低減させる

年間
2920円の節約
(0.07 t-CO₂)



将来ビジョンを達成するための脱炭素シナリオ(2030年)

自宅で取り組むゼロカーボン対策(取組効果の組合せ例)

①今から取り組める省エネ行動

①冷蔵庫に詰め込みすぎない	0.03 t-CO ₂
③電気の点灯時間を短くする	0.07 t-CO ₂
④PCのつけっぱなしをやめる	0.06 t-CO ₂
⑤エアコンの温度を調整する	0.52 t-CO ₂

②高効率な省エネ家電に買替え

①LEDランプに切り替える	0.31 t-CO ₂
③最新型冷蔵庫の購入	0.15 t-CO ₂
④最新型エアコンの購入	0.07 t-CO ₂

1.21 t-CO₂

取組による
削減効果

将来ビジョンを達成するための脱炭素シナリオ(2030年)

■次世代自動車の導入・利用促進

EVやPHEVなど、次世代自動車が普及することにより車両からの二酸化炭素排出量が削減されることとなります。このことから、補助金などを利用して次世代自動車の導入を進めます。また、EVの普及に併せてEV充電器の導入を行い、地域内での利便性向上を図ります。

○次世代自動車(EV・PHEVなど)の導入・利用促進

【町民】

- ・補助金を活用した次世代自動車の導入、更新

【事業者】

- ・補助金を活用した次世代自動車の導入、更新
- ・EV充電器の整備

【行政】

- ・公用車の次世代自動車の導入、更新
(2030年度:一般公用車100%)
- ・EV充電器の整備

■3Rの推進

日々回収している可燃ごみについては、中間処理施設において焼却処理を行っています。また、できる限りごみを出さないことは資源やエネルギー消費の縮減につながります。これらのことから、3Rの推進とごみ分別の徹底により、ごみの減量化や資源の有効利用を図ります。

○廃棄物の削減・リサイクルの推進

【町民・事業者】

- ・ごみの分別、リサイクルの推進
(2030年度:一般廃棄物排出量4,295トン)
※2013年度比11%減(2013年度:4,830トン)

【行政】

- ・計画策定と実践によるごみ減量化、リサイクルの推進

将来ビジョンを達成するための脱炭素シナリオ(2030年)

■災害に強いまちづくりの推進

EVやPHEVから住宅や事業所への電気を供給することにより、一時的な電気設備等の使用が可能となり、災害時の停電の際に非常に役立ちます。次世代自動車の導入と併せて住宅等への設備を導入し、レジリエンス強化を図ります。
また、災害時の緊急対策として公用車からの電気供給を行うための設備を導入し、災害時の機能向上を図ります。

○V2Hの設置・導入

【町民・事業者】

- ・V2Hの設置、導入

○災害に強いまちづくりへの支援

【行政】

- ・V2Hの設置、導入に対する補助の創設・運用
- ・パワームーバーの導入

将来ビジョンを達成するための脱炭素シナリオ(2030年)

行動変容につながる 環境意識の醸成

2050年ゼロカーボン実質ゼロを達成するため、行動変容につながる環境意識の醸成を図り、ゼロカーボンを実践する土壌を築きます。

コンセプトを達成するための施策

●環境活動と環境教育の推進

具体的な取組事項

■環境活動と環境教育の推進

ゼロカーボンに対する理解や、それぞれの活動などへの影響・効果などを考える機会をつくるため、関連するセミナーやイベントなどを開催します。また、小中学校への環境学習の機会をつくり、2050年ゼロカーボンの主役となる世代への意識醸成を図ります。さらに目に見える形で理解できる仕組みや、行動につながる対策を講じながら、意識醸成につなげていきます。

○行動変容につながる事業等の実施

【町民・事業者】

・環境学習、イベント等への参加

【事業者・行政】

・環境学習、イベント等の開催(年1回)

【行政】

・小中学校に対する環境教育の実施(各学校・年1回)

○普及啓発・意識醸成への取組

【町民】

・省エネが見える化できるアプリケーションの活用

【事業者】

・省エネが見える化するシステムの導入

【行政】

・ホームページ、町広報誌などでの周知・啓発

・省エネが見える化するアプリケーションの導入、紹介

・削減効果を促すインセンティブ(ポイント制度など)の活用

将来ビジョンを達成するための脱炭素シナリオ(2030年)

再生可能エネルギーの導入による脱炭素化のまちの実現

省エネだけでは達成できない二酸化炭素の排出量抑制を再生可能エネルギーの導入により削減します。また、再生可能エネルギーの活用により快適な暮らしを推進します。

コンセプトを達成するための施策

- 太陽光発電の導入
- 新たな再生可能エネルギーの検討・導入
- 水素エネルギーの利用

具体的な取組事項

■太陽光発電の導入

導入ポテンシャルがもっと高い太陽光発電の導入を進め、二酸化炭素排出量の排出量を抑制するとともに、快適な暮らしを推進します。

○住宅・事業所等への太陽光発電設備の導入

【町民・事業者】

- ・住宅・事業所等への太陽光パネル、蓄電池の導入
(2030年度:10kwh未満 348件・10kwh以上 77件)

【行政】

- ・太陽光パネル、蓄電池の導入に係る補助制度の創設・運用

○公共施設・公共遊休地への太陽光発電設備等の導入

【行政】

- ・公共施設への太陽光発電システムの調査、検討、導入
- ・公共施設へのマイクログリッド導入の調査、検討、導入

将来ビジョンを達成するための脱炭素シナリオ(2030年)

■新たな再生可能エネルギーの検討・導入

町が持つ課題などを解決するための手法として、新たな再生可能エネルギーの可能性を検討し、導入を進めます(2050年に向けた継続的な取組)。

○新たな再生可能エネルギーの検討

【事業者・行政】

- ・事業者共同体による工業団地への再生可能エネルギー・地域マイクログリッド設備導入の調査・検討
- ・事業者間での連携による新たな再生可能エネルギー構築の検討
- ・バイオマス設備導入に向けた検討・実証
(食品残さ・生ごみを活用したバイオマス)
- ・再生可能エネルギーの構築・導入に向けて、関係機関等による検討組織の設置

■水素エネルギーの利用

国が進める水素社会の実現を踏まえ、水素エネルギーについて活用方法などを検討し、導入を進めます(2050年に向けた継続的な取組)。

○水素エネルギーの活用の検討

【事業者・行政】

- ・工業団地への水素エネルギー活用に向けた検討
- ・町内への水素エネルギー活用に向けた検討、実証

【行政】

- ・水素エネルギー供給等に係る関係自治体、事業者等との連携体制の構築
- ・水素エネルギーの構築・導入に向けて、関係機関等による検討組織の設置

将来ビジョンを達成するための脱炭素シナリオ(2030年)

環境に配慮した農業活動による脱炭素化への貢献

まちの基幹産業である農業活動の脱炭素化を進め、環境への貢献や新たな付加価値へとつなげていきます。また、畑を活用した二酸化炭素吸収を進め、実質ゼロへの貢献を図ります。

コンセプトを達成するための施策

- スマート農業の推進
- 緑肥・たい肥の活用
- 家畜ふん尿を活用バイオマスの導入
- 農業残さを活用した再生可能エネルギーの構築

具体的な取組事項

■スマート農業の推進

省エネ型の農業機械等の導入や、新たな設備・手法等の導入による農作業の省力化により、農業活動から発生する二酸化炭素の排出量を削減します。

○農業機械・作業の省エネ化

【農業者】

- ・省エネ型農業機械の導入
- ・農作業の効率化による二酸化炭素排出量の抑制

【JA・行政】

- ・農業分野のゼロカーボンへの取組に対する関係機関との連携による農業者への取組の普及
- ・農業者への新たな技術の紹介、普及

将来ビジョンを達成するための脱炭素シナリオ(2030年)

■緑肥・たい肥の活用

畑の土づくりに活用しているたい肥や緑肥の活用を推進し、二酸化炭素の吸収量に貢献します。

○緑肥・たい肥の活用による脱炭素への貢献

【農業者】

- ・たい肥等を活用した土づくり
- ・緑肥の施肥、すき込みへの取組

■家畜ふん尿を活用したバイオマスの導入

家畜ふん尿を活用した個別バイオマスの導入を進め、農業者が使用するエネルギーの一部を再生可能エネルギー由来へと転換し、農業活動へ寄与するとともに、脱炭素化へ貢献します。

○バイオマスの導入

【農業者】

- ・家畜ふん尿を活用したバイオマス(個別)の導入
(2030年度:1基)

【行政】

- ・家畜ふん尿を活用したバイオマス導入に係る補助制度の継続

■農業残さを活用した再生可能エネルギーの構築

これまで検討してきた農業残さを活用した再生可能エネルギーの可能性について、関係機関と連携して新たな視点からの活用を検討し、実用化へとつなげていきます(2050年に向けた継続的な取組)。

○農業残さを活用した新たな再生可能エネルギーの構築

【農業者・行政】

- ・農業残さを活用した新たな再生可能エネルギーの検討

将来ビジョンを達成するための脱炭素シナリオ(2030年)

自然と調和した取組の推進と二酸化炭素吸収の取組促進

町内にある森林・緑地の適切な整備を進め、二酸化炭素吸収量の増加を図ります。また、国立公園化する日高山脈をはじめ、農村地域の景観を守り、次世代へとつなげていきます。

コンセプトを達成するための施策

- 森林の適切な整備・維持管理
- 緑地の整備・維持管理
- 自然景観の保護への取組
- 他自治体との連携等

■森林の適切な整備・維持管理

二酸化炭素吸収量に大きく貢献する森林の植林をはじめ、枝払いなどの維持管理を行い、吸収量の増加を図ります。

○森林の適切な整備・維持管理

【町民・事業者】

- ・民有林(私有林・社有林など)の整備、維持管理作業の実施

【行政】

- ・町有林の整備、維持管理作業の実施
- ・街路樹の整備、維持管理の実施

■緑地の適切な整備・維持管理

緑地(芝生)の整備や維持管理を行い、公園等の活用促進を進めるとともに、二酸化炭素の吸収に貢献します。

○緑地の適切な整備・維持管理

【行政】

- ・町内の公園の再整備の実施
- ・緑地の拡大、維持管理の実施

将来ビジョンを達成するための脱炭素シナリオ(2030年)

■自然景観保護への取組

国立公園化となる日高山脈の景観を守るため、イベントなどの開催等により、景観保護や魅力創出への意識醸成を図るとともに、町内のにぎわい創出を図ります。

○国立公園を活用した資源保護への意識醸成

【町民・事業者】

- ・国立公園の魅力発信による自然保護への意識の醸成

【事業者・行政】

- ・自然景観の魅力を発信するイベントなどの開催
- ・国立公園を活用した観光事業等の実施

■他自治体との連携等

森林・緑地などの適切な整備・維持管理や、畑の緑肥の施肥などによる二酸化炭素吸収量を活用し、カーボンオフセットを必要とする他自治体との取組を図るなど、連携した取り組みを進めます(2050年に向けた継続的な取組)。

○カーボンオフセット制度の検討

【行政】

- ・二酸化炭素吸収量の推計
- ・制度実施の可能性の検討